

山岳の環境保全及び適正利用の方針



北アルプス北部（雨飾山）



戸隠（鏡池と戸隠）



志賀・苗場（志賀高原）



ハヶ岳（横岳）



上信国境（浅間山）



北アルプス南部（上高地）



中央アルプス（宝剣岳）



奥秩父（千曲川源流）



御嶽（御岳山）



南アルプス（大仙丈ヶ岳）

令和4年2月改訂

長野県

目 次

はじめに	1
長野県の基本方針	2
参考資料	
I 現状と課題	5
II 山岳の環境保全と適正利用に向けた取組	8
III 推進体制等	15
IV その他	16

はじめに

長野県は、3,000m峰 15 座を有する日本随一の山岳県で、浅間山などの火山や日本列島を縦断する中央構造線等、様々な個性を持っており、高原、湖沼、田園地帯等変化に富んだ地形は、生物多様性にも貢献しています。

この雄大な山岳環境、多様な自然環境を有することは、長野県の強みであり、財産であることから、山岳の環境保全を図るとともに観光などの利用増進に資する方策が求められています。

しかしながら、山岳環境は極めて脆弱で、登山者の山岳利用の多様化による事故やトラブルも多く、それらの対策も必要となっています。

このような背景の中、県では山岳の環境保全及び適正利用の両立に向けて、平成 26 年度に山岳関係者、大学、県、国、市町村等の関係者が情報交換や協議を行う「長野県山岳環境連絡会」を設置し、翌 27 年度には「長野県登山安全条例」を制定するとともに、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、長野県山岳環境連絡会における協議を通じて「山岳の環境保全と適正利用の方針」を策定しました。

また、市町村や山小屋関係者等が実施する登山道整備を支援するための助成制度が創設するとともに、令和 3 年度にはふるさと信州寄付金や企業版ふるさと納税の活用を通じて、制度内容の充実を図りました。

近年、気候変動に起因する自然災害が頻発する中、登山道の災害復旧に要する費用や人手不足により整備が行き届かず、本県の豊かな山岳の環境保全と適正利用が困難な状況になってきています。

加えて、2019 年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により山岳の利用形態に大きな変化が生じています。

登山道の維持補修や整備、山岳トイレの維持管理、遭難者救助の補助等、公益的役割を担っている山小屋は不可欠な存在ですが、登山道の荒廃、荷揚げに係るヘリ空輸代、建設費の高騰による施設維持の課題や山小屋の経営継続に係る課題は深刻化しており、この状況が長期化すれば、山岳の環境は荒廃し、持続的な利用が困難になることが想定されます。

急速な気候変動による自然災害や新型コロナウイルス感染拡大によって、山岳を取り巻く近年の状況はより厳しさを増していることを踏まえ、本県の豊かな山岳の環境維持、登山者の安全確保に着実に取り組むため、「山岳の環境保全と適正利用の方針」を改訂することとしました。

この「山岳の環境保全と適正利用の方針」は、長野県登山安全条例第 15 条の規定により、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される長野県山岳環境連絡会における協議を経て、知事が策定するもので、長野県の山岳を持続的に利用していくための必要最低限のルールとなるものです。

山岳で生じている事象は多様化しており、今後も長野県山岳環境連絡会での協議を踏まえ、随時、追加、変更等を行います。

長野県の基本方針

長野県登山安全条例第 15 条の規定により、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、次のとおり基本方針を定めます。

1 山岳の環境保全のために

山岳の環境保全を図るためには、登山の基盤となる登山道を整備し、持続可能な管理を行っていくことが、登山道及び周辺環境の荒廃防止や動植物の保護だけでなく、安全な登山の実現にもつながります。

このため、まずは、登山道の整備と維持管理に関する方針を次のとおりとします。

(1) 登山道の整備の方針

- ① 山域の自然条件や歴史、地形・地質といった特性を踏まえ、山域の関係者により山域の将来像（山岳利用のあるべき姿）を定め、それにふさわしい必要最小限の整備を原則とします。
- ② 整備に当たっては、原則として新設は行わず、自然に馴染む工法に配慮します。
- ③ 各山域の地質的特性や排水には十分配慮し、壊れにくい施設や工法等に配慮します。

(2) 登山道の維持管理の方針

- ① 登山道を持続的に維持していくため、登山道の状況を随時、把握し、各山域で開催する山域連絡調整会議で共有します。
- ② 山域連絡調整会議では、山域の将来像を目指した役割分担等を協議し、関係者による協働管理を目標とします。

2 山岳の適正利用のために

山岳の恵み豊かな自然環境や適切に維持管理される登山道は、長野県にとって、かけがえのない財産です。このため、山岳環境全体が将来にわたり良好な状態が保たれるよう、山岳の適正利用に関する基本ルールを次のとおりとします。

- ① 動植物を傷付けないとともに動植物や石などは持ち帰らないこと。
- ② 登山道（遊歩道）以外への立ち入りはしないこと。
- ③ 野生動物には、餌を与えないこと。
- ④ 野生動植物への影響が懸念されることから、ペットは同伴しないこと。

- ⑤ 入山前には登山靴の泥落としや衣服に付着した種子払いを行うなど、外来種が持ち込まれないよう十分配慮するとともに、家畜防疫対策として、下山後は泥落としをしてから移動すること。
- ⑥ ごみとなるような物を山域には出来る限り持ち込まないこととし、発生したごみは持ち帰ること。
- ⑦ 雪のない登山道で登山用ストックを使用する際は、先端部に保護キャップを付けること。
- ⑧ 登山を行う際は、常に周りの利用者に対し、安全に配慮した行動を心掛けること。
- ⑨ 国及び県によるパトロール巡視の指導・助言に従うこと。
- | | | |
|--|---|---|
| 環境省：自然保護官、アクティブレンジャー、自然公園指導員
林野庁：森林官、グリーン・サポート・スタッフ
長野県：自然保護レンジャー、希少野生動植物保護監視員 | } | 等 |
|--|---|---|
- ⑩ 指定地以外での幕営は、原則行わないこと。
- ⑪ トレイルランニングは、国立公園内においては環境省が定めた「国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて」を遵守し、国立公園以外の山域においては、これを参考として大会主催者等が各山域の特性を踏まえた上で、山岳環境が維持される一定のルールを定め、一般参加者はこのルールに従うこと。

(参考) トレイルランニング大会等の取扱いの主なポイント

- ・ 特別保護地区と第1種特別地域でのコース設定は原則禁止。
- ・ 登山者が多い場所や湿原、高山植物の群生地、狭い傾斜地は回避。
登山者らで混雑する時期の開催も避ける。
- ・ 主催者がコース周辺の状況を大会前後に確認。道などを損壊した場合は原状回復。
- ・ 大会等の主催者は、参加者及び応援者について、遵守すべきルールを設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保。

- ⑫ その他山域ごとに定めるルール（小型無人機（ドローン）の取扱い等）については、山域の実情に応じて協議を進めること。

参考資料

I	現状と課題	5
II	山岳の環境保全と適正利用に向けた取組	8
III	推進体制等	15
IV	その他	16

I 現状と課題

1 気候変動に起因する自然災害の増加

気候変動に起因すると言われる自然災害が増加する傾向にあり、降水量の増大も顕著になっています。

山岳地域では山腹崩壊や土石流が発生し、登山道の路体や橋の流失や埋没など、登山道としての機能が失われ寸断される事態を引き起こしています。山岳の環境保全と適正利用に大きな影響が出ています。

【参考データ】

令和2年7月豪雨（令和2年7月3日～31日）

○令和2年7月の月降水量が観測史上1位となった地点（長野気象台発表資料より）

地点名	標高 (m)	観測史上1位 の値 (mm) A	これまでの観測史上1位		統計開始 年月	A/B×100 (%)
			値 (mm) B	年月		
御嶽山	2,195	2,208.0	1,218.0	2006/7	1976/6	181
上高地	1,510	1,122.0	913.0	2006/7	1976/6	123
浪合	940	1,084.5	908.0	2018/9	1978/11	119
開田高原	1,130	1,050.0	610.0	2006/7	1978/11	172
南木曾	560	1,020.0	908.0	1986/7	1976/1	112
木曾福島	750	1,004.0	575.0	1983/7	1976/3	175
宮田高原	1,130	969.5	830.0	1999/6	1976/6	117
南信濃	407	965.5	635.5	2018/9	1978/12	152
阿南	610	907.0	619.0	1989/9	1978/12	147
大鹿	718	889.0	596.0	1985/6	1983/6	149
須原	535	831.0	649.0	2006/7	1976/1	128
飯島	728	821.5	721.0	2006/7	1976/3	114
奈川	1,068	802.5	637.0	2006/7	1987/11	126
杉島	905	709.0	507.5	2018/9	1983/6	140
辰野	732	666.0	631.0	2006/7	1978/11	106

2 新型コロナウイルス等感染症への対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、従来とは異なる状況下で山小屋の運営が行われ、感染防止対策として休業や営業の自粛、営業期間の短縮、予約制の導入、宿泊定員の削減、マスク着用の徹底といった様々な措置が講じられてきました。

今後も新型コロナウイルス等感染症の発生、拡大に対応した山小屋の運営が必要となります。

【主な山域の山小屋運営状況】（令和2年度第2回長野県山岳環境連絡会資料より）

山域	報告者	運営状況	定員削減状況	宿泊状況 (稼働率)	その他
八ヶ岳	八ヶ岳観光協会	33施設のうち 25施設が営業 8施設が休業	定員比 50%(7), 40%(5), 30%(9), 20%(3), 10%(1)	6月:1~10%, 7~9月:3~ 20%, 10月:3~15%	6月慎重に営業再開、 10,11月早めに小屋閉め 売上前年比 10~30% 日帰り, テント泊増加
中央アルプス	駒ヶ根市	10施設のうち 6施設が営業 4施設が休業	定員比 25~60%	例年の 約 50%程度	テント泊増加 (1~2人の少人数増加) 野営場外の無断幕営確認 ロープウェイ, バスも定員削減
御嶽山	木曽町、王滝村	5施設のうち 5施設が営業 休業施設なし	定員比 50%(1) 一般客受入無(2) 信者のみ(1)	7~10月営業 未集計	ロープウェイ運行開始が遅れ 日帰りは減少、 六合目登山口の登山者増 野営場なく無断幕営確認
北アルプス 南部	北アルプス 山小屋友交会	22施設のうち 20施設が営業 2施設が休業	定員比 25~66%	平年比 32.7% (10~48%)	テント泊平年比 66%(19~113%) 日帰り客: 減少(14), やや減少(1), 変わらず(2), 増加(3)
北アルプス 北部	北アルプス 北部山小屋組合、 大町市、白馬村	27施設のうち 22施設が営業 5施設が休業	定員比 20~30%程度	平年比 38.6% (14~59%)	テント泊平年比 58%(23~91%) 日帰り客: 減少(14), やや減少(1), 変わらず(2), やや増加(3)

【山小屋施設において実施された措置の例】

○人数の制限や利用者の健康状態把握

- ・ 宿泊定員の削減
- ・ 完全予約制の徹底
- ・ 宿泊者連絡先の把握と適正保管
- ・ 入館時の体調問診
- ・ 検温の実施

○施設内対策（全般）

- ・ 消毒液の設置
- ・ 換気の徹底
- ・ 施設内の消毒の徹底
- ・ シーツ（カバー）の毎回交換や使い捨て
- ・ 用具、用品の区別（共有スペース用、従業員等プライベート用など）
- ・ 自動水栓の設置
- ・ 利用者動線の規制、使用範囲の制限

○仕切り等の設置

- ・ 受付、食堂、宿泊スペースの仕切り

○接触を減らすための運用変更

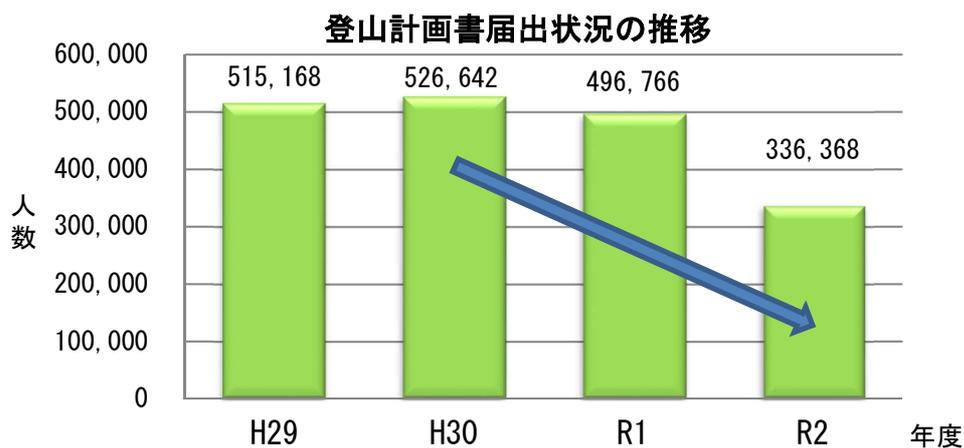
- ・ 食事（飲料）の提供の縮小・休止
- ・ 食事（飲料）の提供方法の変更や時間差提供
- ・ 食事（飲料）の使い捨て容器の使用（紙製品化など）

○利用者へ実施依頼

- ・ マスク着用の徹底
- ・ 衣類の室内干し禁止
- ・ ゴミの持ち帰りの呼びかけ
- ・ インナーシーツ（シュラフ等）の利用推奨
- ・ 消灯時間の変更

○運営側の対策

- ・ スタッフの毎日の検温、健康チェック
- ・ 清掃作業時のマスクや手袋の着用
- ・ スタッフの県外往来時時に一定期間の待機



【出典：観光部山岳高原観光課調べ】

3 山小屋の公益的役割

山小屋は、宿泊、トイレ、食事、水、休憩場所、物販サービス等を提供するほか、周辺登山道の維持補修や整備、山岳トイレの維持管理、遭難者救助の補助等、公益的役割を担っており、山岳環境の保全と利用両面で不可欠な存在です。

近年、気候変動に起因する自然災害により、登山道の荒廃、荷揚げに係るヘリ空輸代、建設費の高騰による施設維持の課題等、山小屋の経営継続に係る課題が深刻化しています。

また、訪日外国人、経験の浅い登山者の増加により、山岳環境利用マナーの低下や自己責任意識が希薄になってきているという指摘があり、登山者の安全を支える山小屋の負担は増大しています。

II 山岳の環境保全と適正利用に向けた取組

1 長野県登山安全条例の制定等

(1) 長野県山岳環境連絡会の設置

山岳遭難件数の増加、登山道等一斉調査（H25 実施）の結果、看過できない危険箇所山岳環境の実態と適正利用の重要性、登山道を持続的に管理する体制づくりなどの課題が明らかとなったことから、県下の山岳関係者、関係行政機関等による「長野県山岳環境連絡会」（平成 26 年 5 月 28 日設置）を組織し、山岳の環境保全及び適正利用の両立を図るため、登山道や山岳地域トイレ等の施設のあり方や整備の方法、山岳地域の生態系の保全等について、情報を交換し、合意形成を図りつつ対策を推進してきました。

(2) 長野県登山安全条例の制定

登山の安全を取り巻く状況の変化を踏まえ、登山の安全対策を総合的に推進するため「長野県登山安全条例」（平成 27 年 12 月 17 日）を制定し、「山岳環境連絡会」の位置づけを明確にするとともに、市町村や山小屋関係者が実施する登山道整備を支援することを明記しました。

(3) 山岳の環境保全及び適正利用の方針の策定

山岳の環境保全と適正利用の方針は、長野県登山安全条例第15条の規定により、長野県山岳環境連絡会における協議を経て、知事が策定するものです。この方針は、山岳を持続的に利用するための必要最低限のルールとなるものです。

(4) 登山を安全に楽しむためのガイドラインの策定

登山を安全に楽しむためのガイドラインは、長野県登山安全条例第12条の規定により、知事が策定するものです。このガイドラインは、山岳遭難等のトラブルを減らし、安全で快適に登山を楽しむためのルールとマナーをまとめています。

（登山を安全に楽しむための指針）

- 第 12 条 知事は、登山者が登山を安全に楽しむための指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、山岳関係事業者、山岳関係団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

（山岳の環境保全及び適正利用の方針）

- 第 15 条 知事は、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される長野県山岳環境連絡会における協議を経て、山岳の環境保全及び適正利用の方針を策定するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、第 1 項に規定する方針の変更について準用する。

（安全な登山のための環境整備）

- 第 16 条 県は、市町村、山小屋事業者等が、山域の将来像（山域ごとの特性を踏まえた山岳の利用のあるべき姿をいう。）に応じて実施する登山道その他必要な施設の整備を支援するものとする。
- 2 前項に規定する山域の将来像は、前条第 1 項に規定する方針にのっとり、山域ごとに、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される山域連絡調整会議が定めるものとする。

2 安全な登山のための環境整備について

(1) 登山道整備支援について

県では、市町村、山小屋事業者等が実施する登山道整備を支援する助成制度を創設し、緊急に整備が必要な箇所を集中的に支援してきました。

登山道は、登山者の歩いた跡形が道となったもの（自然発生的な道）が多く、多様な形態（規格、構造）となっています。また、恒久的な施設ではないこと、補修等を行っても融雪や降雨などにより、再び被災することが多く、持続的な維持補修や整が必要となります。このため、市町村、山小屋事業者等と情報を共有しながら、引き続き、登山道整備を支援してまいります。

【登山道整備に係る助成制度の経過】

○民間との協働による山岳環境保全事業（平成21年度～令和2年度）

民間企業等の寄付を活用し、山岳環境の保全や登山者の安全で快適な利用を目的とした市町村や山小屋関係者の行う取り組みを支援。

○山岳環境整備推進事業（平成28～29年度） ※山岳環境整備パイロット事業（平成27年度）

「世界水準の山岳高原観光地づくり」を進めるため、長野県山岳環境連絡会で議論し策定する「山岳の環境保全と適正利用に係る方針」に基づき、市町村や山小屋事業者等が実施する持続可能な登山道整備等を支援。

○登山道等緊急整備支援事業（平成30～令和元年度）

自然公園において、山岳の環境保全及び適正利用を図るため、山域関係者の合意の得られた山域で市町村及び山域連絡調整会議が行う登山道等整備を支援。

○登山道災害復旧早期支援事業（令和2年度～）

自然災害によって被害を受けた指定登山道において、市町村若しくは山小屋等関係団体が行う災害復旧を支援。（全国初の登山道災害復旧事業）

○ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業（令和3年度～）

民間との協働による山岳環境保全事業の補助対象のうち、山小屋関係者の行う取り組みの一部を拡充し支援。

【助成制度を活用した登山道整備の実施状況】

(単位：箇所)

公園名	路線数	路線内の整備箇所数		
		H25～H29	H30～R2	計
中部山岳国立公園 (北アルプス北部)	13 路線	3	29	32
中部山岳国立公園 (北アルプス南部)	17 路線	7	3	10
上信越高原国立公園	27 路線	4	35	39
秩父多摩甲斐国立公園	3 路線	0	0	0
南アルプス国立公園	10 路線	4	6	10
八ヶ岳中信高原国定公園	15 路線	26	32	58
妙義荒船佐久高原国定公園	7 路線	2	0	2
中央アルプス国定公園	23 路線	75	31	106
御岳県立公園	5 路線	22	21	43
計	120 路線	143	157	300

※県内の自然公園において、H30～R2 までの間に県営工事、環境省直轄施行委任で整備した 53 箇所を加えると 210 箇所となり、令和 2 年度末の整備箇所数の計は 353 箇所となる。

※令和 2 年度に創設された「登山道災害復旧早期支援事業」で復旧した箇所は、自然公園内の登山道ではないため、整備箇所数に含めない。

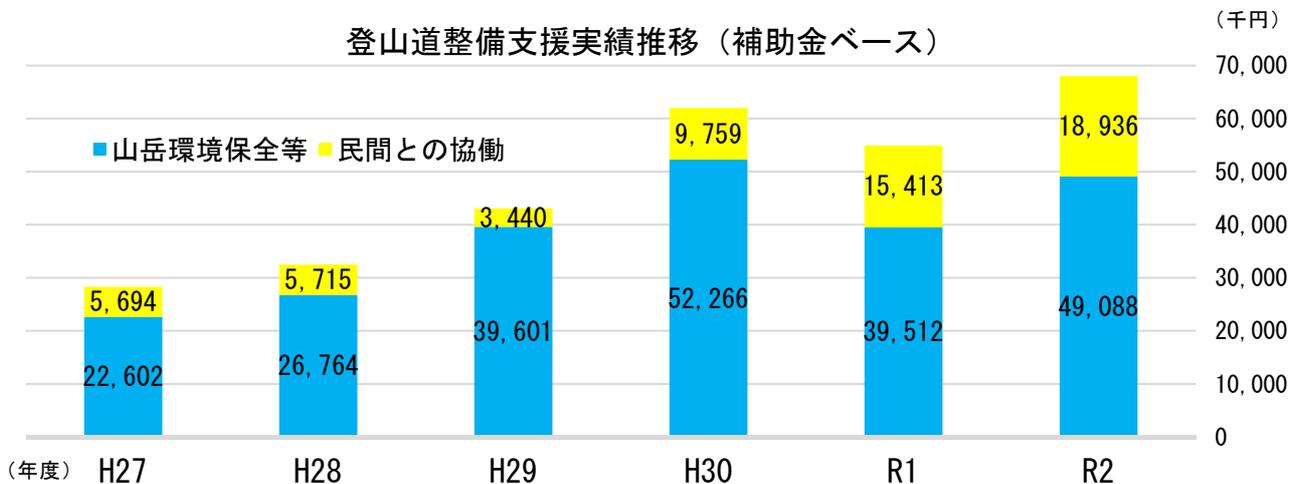
【登山道整備支援実績】

(単位：千円)

年 度	山岳環境整備パイロット事業 (H27) 山岳環境整備推進事業 (H28、H29) 登山道等緊急整備支援事業 (H30、R1) 中央アルプス国定公園重点整備支援事業 (R2) 登山道災害復旧早期支援事業 (R2)			民間との協働による山岳環境保全事業		
	事業費	補助金	事業主体	事業費	補助金	事業主体
H27 (2015)	33,521	22,602	佐久穂町、茅野市、駒ヶ根市、 木曾町、王滝村、白馬村、 山ノ内町、栄村	11,632	5,694	宮田村、阿智村、長野市、 のりくら観光協会、北アルプス 山小屋友交会、北アルプス北部 山小屋組合
H28 (2016)	40,561	26,764	佐久穂町、茅野市、駒ヶ根市、 宮田村、木曾町、松本市、 大町市、白馬村、山ノ内町	7,881	5,715	東御市、宮田村、長野市、 長谷山小屋組合、北アルプス北 部山小屋組合
H29 (2017) ※1	58,618	39,601	茅野市、伊那市、駒ヶ根市、 宮田村、木曾町、王滝村、 松本市、白馬村、小谷村、 山ノ内町	4,024	3,440	佐久穂町、大町市、長野市、 北アルプス山小屋友交会、北ア ルプス北部山小屋組合
H30 (2018) ※1	75,669	52,266	南牧村、茅野市、伊那市、 駒ヶ根市、上松町、木曾町、 大桑村、王滝村、松本市、 白馬村、山ノ内町	18,349	9,756	佐久穂町、軽井沢町、大町市、 長野市、八ヶ岳観光協会、 北アルプス北部山小屋組合
R1 (2019) ※1	54,878	39,512	茅野市、駒ヶ根市、木曾町、 王滝村、白馬村、長野市、 小谷村、山ノ内町	31,935	15,413	小諸市、佐久穂町、軽井沢町、 茅野市、阿智村、松本市、 大町市、北アルプス北部山小屋 組合、戸隠地区山岳遭難防止対 策協会
R2 (2020) ※1 ※2	69,761	49,088	南相木村、駒ヶ根市、飯島町、 宮田村、阿智村、木曾町、 大桑村、山ノ内町	33,415	18,936	佐久穂町、茅野市、伊那市、 木曾町、王滝村、大町市、 白馬村、長野市、飯綱町、 八ヶ岳観光協会、諏訪地区山岳 遭難防止対策協会、長谷山小屋 組合、のりくら観光協会、 北アルプス北部山小屋組合
計	333,007	229,833	事業主体延べ 67	107,237	58,957	事業主体延べ 47

※1 前年度からの繰越を含む ※2 翌年度への繰越を含む

登山道整備支援実績推移 (補助金ベース)



(2) 自然公園施設整備支援について

県では、市町村、山小屋事業者等が実施する自然公園施設整備を国の補助制度も活用して支援しました。

引き続き、市町村、山小屋事業者等と連携し、自然環境の保全と自然公園の安全な利用のため、自然公園施設の整備を支援してまいります。

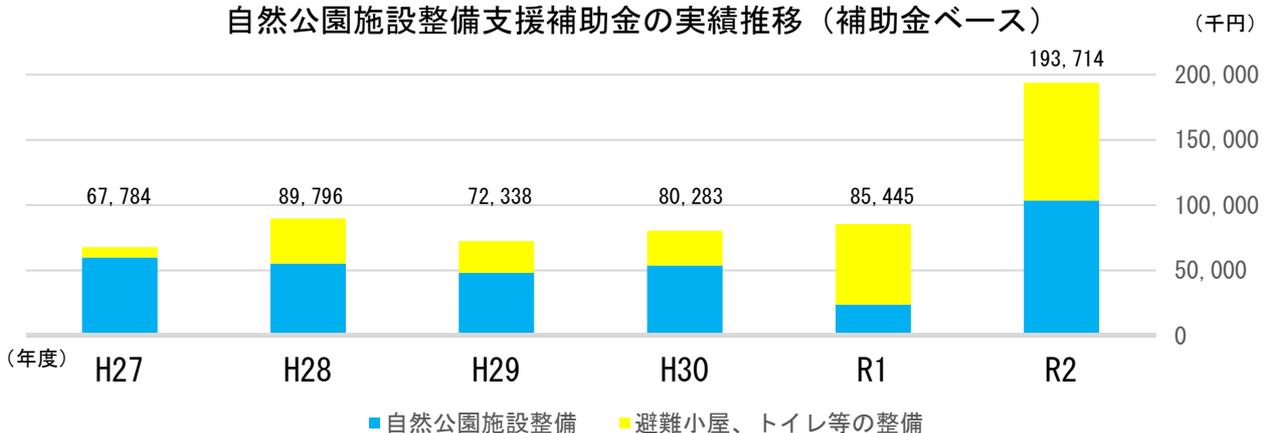
【自然公園施設整備支援実績】

(単位：千円)

年度	自然環境整備支援事業 (H27～R2) 山岳環境保全対策支援事業 (H27～R2) 県立自然公園整備支援事業 (H29～R1) 中央アルプス国定公園重点整備支援事業(R2)			左のうち、避難小屋、トイレ等の整備			
	事業費	補助金	事業主体	事業費	補助金	整備率	整備箇所
H27 (2015)	147,963	67,784	佐久穂町、諏訪市、茅野市、 松本市、白馬村、長野市、 槍沢小屋	15,737	7,866	78.8%	槍沢キャンプ場(松本市)、 設計業務委託1件
H28 (2016)	191,576	89,796	佐久穂町、諏訪市、茅野市、 下諏訪町、泰阜村、松本市、 塩尻市、安曇野市、長野市、 信濃町、徳澤園	69,120	34,560	80.0%	徳澤園(松本市)、 野尻湖西部園地(弁天島)、 設計業務委託1件
H29 (2017) ※1	164,636	72,338	諏訪市、茅野市、下諏訪町、 大桑村、小谷村、長野市、 山ノ内町、山びこ荘	60,740	24,286	80.0%	山びこ荘(茅野市)、戸隠キ ャンプ場(長野市)、桜平登 山口駐車場(茅野市)、 設計業務委託1件
H30 (2018) ※1	231,005	80,283	上田市、諏訪市、茅野市、 下諏訪町、阿智村、木曾町、 松本市、塩尻市、安曇野市、 小谷村、山ノ内町	75,451	26,433	82.7%	二ノ池山荘(木曾町)、 合戦小屋休憩所、 設計業務委託1件
R1 (2019) ※1	227,180	85,445	東御市、諏訪市、茅野市、 下諏訪町、阿智村、大桑村、 松本市、塩尻市、小谷村、 長野市、栄村	152,241	61,677	83.4%	越百避難小屋(大桑村)、 蓼科湖園地(茅野市)、 八島池駐車場(下諏訪町)、 設計業務委託1件
R2 (2020) ※1 ※2	417,015	193,714	佐久市、小海町、諏訪市、 茅野市、下諏訪町、飯島町、 宮田村、根羽村、松本市、 塩尻市、安曇野市、小谷村、 長野市、山ノ内町、栄村、	200,991	90,076	85.2%	内山牧場野営場(佐久市)、 七島八島線歩道(諏訪市)、 御射鹿池駐車場(茅野市)、 播鉢窪避難小屋(飯島町)、 茶白山野営場(根羽村)、 設計業務委託3件
計	1,379,377	589,360	工事86箇所/委託11箇所	574,278	244,898		工事16箇所/委託8箇所

※1 前年度からの繰越を含む ※2 翌年度への繰越を含む

自然公園施設整備支援補助金の実績推移(補助金ベース)



(3) 県直営事業について

県では、老朽化した県有施設の再整備、維持管理を順次進めるとともに、環境省からの施行委任を受けて自然公園施設の整備促進を図っています。

引き続き、環境省と連携し、自然環境の保全と自然公園の安全な利用のため、自然公園施設の整備を促進してまいります。

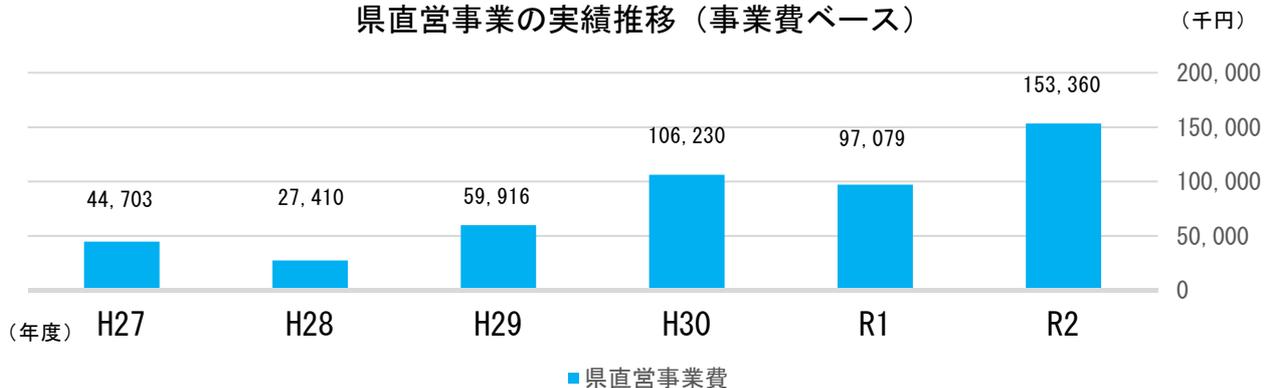
【県直営事業実績】

(単位：千円)

年 度	自然公園施設等整備事業（H27～R2）、環境省の施行委任事業（H27～R2）	
	事業費	事業箇所
H27 (2015) ※1	44,703	八ヶ岳中信高原歩道（美ヶ原）、乗鞍高原鈴蘭車道、上高地大正池線歩道、黒菱唐松線歩道（公衆便所）、柵池白馬大池線歩道（測量・設計）、苗場山登山線歩道、中部北陸自然歩道、県有施設維持管理資材購入
H28 (2016) ※1	27,410	十石峠八風山線歩道、中信高原線歩道（美ヶ原）、塩くれ場公衆便所、上高地大正池線歩道、梓川左岸歩道、苗場山登山線歩道、中部北陸自然歩道、県有施設維持管理資材購入
H29 (2017) ※1	59,916	中信高原線歩道（美ヶ原）、乗鞍高原道路(車道)、新村橋涸沢線道路（歩道）、柵池白馬大池線歩道（天狗原）、上信越自然歩道（聖平～塾平）、県有施設維持管理資材購入
H30 (2018) ※1	106,230	中信高原線歩道（美ヶ原）、塩くれ場公衆便所、上高地大正池線歩道、河童橋明神池線歩道、河童橋明神池線歩道（測量・設計）、柵池白馬大池線歩道（天狗原）、上信越自然歩道（聖平～塾平）、苗場山登山道線歩道、中部北陸自然歩道、県有施設維持管理資材購入
R1 (2019) ※1	97,079	十石峠八風山線歩道、中信高原線歩道（美ヶ原）、河童橋明神池線歩道、黒菱唐松岳線歩道公衆便所、上信越自然歩道（聖平～塾平）、上信越自然歩道（苗場山）、県有施設維持管理資材購入
R2 (2020) ※1 ※2	153,360	中央アルプス（宝剣岳）、中央アルプス（標識改修）、中信高原線歩道（美ヶ原）、乗鞍高原集団施設地区（園地）、河童橋明神池線道路（災害対応）、河童橋明神池線歩道（設計）、上信越自然歩道（聖平～塾平）、上信越自然歩道（苗場山）、上信越自然歩道（栄村サラサラ沢）、中部北陸自然歩道、県有施設維持管理資材購入
計	488,698	工事 46 件（歩道等 39 件、公衆便所 4 件、標識 2 件、園地 1 件） 委託 4 件、資材購入 8 件

※1 前年度からの繰越を含む ※2 翌年度への繰越を含む

県直営事業の実績推移（事業費ベース）



(4) 山小屋事業者等に対する支援について

県では、山小屋関係団体が行うサービス提供の分野と、山岳環境を保全し、適正に利用するための公益性の高い分野に分け、公益性の高い分野については、行政機関による支援が必要との判断から、県の一般財源、ふるさと信州寄付金、企業版ふるさと納税等を活用して登山道等の施設整備を支援してきました。

令和2年度には、気候変動に起因する自然災害に対応するため、「登山道災害復旧早期支援事業」を創設して、市町村や山小屋関係団体が実施する登山道の災害復旧を支援し、被災箇所が放置されることがないように、市町村や山小屋関係団体と連携しながら早期復旧に取り組んでまいります。

【登山道災害復旧早期支援事業】(山小屋関係団体対象分)

補助対象	補助率
○長野県登山安全条例第20条に指定する指定登山道の災害復旧	○資材費（運搬費含む）の10分の10以内額

また、「コロナ禍」により山小屋利用者が減少し、山小屋関係団体による公益的活動の継続が困難な状況になりつつあることを踏まえ、令和3年度には「ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業」の補助対象に、山小屋関係団体が実施する自営工事に「労務費」と外部に発注する「請負工事」を加え、山小屋関係団体への支援を拡充しました。

【ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業】(山小屋関係団体対象分)

補助対象	補助率
○登山道の整備及び補修 ○標識・案内板の設置・補修 ○高山植物保護（柵、ロープ設置等）	<自営工事> ○資材費（運搬費含む）の10分の10以内額 ○ <u>労務費の2分の1以内額【R3 拡充】</u> <請負工事> ○ <u>工事費の2分の1以内額【R3 拡充】</u>

引き続き、豊かな山岳の環境維持、安全な登山のため、登山道や高山植物の保護等に係る環境整備を推進するとともに、山小屋関係団体と意見交換を図りながら必要な対応を検討してまいります。

助成制度については、実態に応じた制度となるよう必要な改正を行ってまいります。

なお、財源確保に向けた取り組みとして、ふるさと信州寄付金等への寄附意欲の継続及び向上を図るため、寄附金を活用して整備した登山道施設へ寄附者名称等の表示を進めてまいります。

Ⅲ 推進体制等

県では、長野県下の山岳関係者、関係行政機関等により組織される長野県山岳環境連絡会を設置して、山岳の環境保全及び適正利用を推進する体制を整えています。

長野県山岳環境連絡会では、登山道や山岳地域トイレ等の施設のあり方や整備の方法、山岳地域の生態系の保全等について、情報を交換し、合意形成を図りつつ対策を推進してまいります。

【長野県山岳環境連絡会の構成】

委 員	組 織 名
国	信越自然環境事務所
	中部森林管理局
市 町 村	小諸市
	川上村
	茅野市
	伊那市
	駒ヶ根市
	飯田市
	松本市
	安曇野市
	大町市
	白馬村
	長野市
	栄村
山 岳 関 係	八ヶ岳観光協会
	長谷山小屋組合
	御嶽山地域協議会
	北アルプス山小屋交友会
	北アルプス北部山小屋組合
	北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会
	北アルプス北部地区山岳遭難防止対策協会
菅平・湯の丸山岳遭難防止対策協会	
専 門 家	信州大学
	長野県環境保全研究所
県	観光部
	環境部
	オブザーバー（各地域振興局）

任期：2年間（5月28日から翌々年5月27日まで）

IV その他

- ①「山岳の環境保全及び適正利用の方針」に係る 10 山域……………17
- ②長野県登山安全条例……………18

長野県登山安全条例をここに公布します。

長野県登山安全条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 登山者等の遵守事項等（第 11 条・第 12 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 13 条—第 19 条）
- 第 4 章 登山計画書の届出等（第 20 条—第 22 条）
- 第 5 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、登山の安全に関し、県及び登山者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本となる事項等を定めることにより、日本を代表する山岳県にふさわしい登山の安全対策を総合的に推進し、もって登山者の本県への来訪及び滞在を促進し、本県の観光の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登山者 山岳（里山を除く。以下同じ。）を登山（遊歩道の通行を除く。以下同じ。）する者をいう。ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者を除く。
 - ア 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務、非常災害に対処するための業務その他これらに類する業務
 - イ 山岳遭難の未然防止に関する業務
 - ウ 山小屋、避難小屋又は売店等の設置又は運営の業務
 - エ 森林の整備、保全又は管理の業務その他これらに類する業務
 - オ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園の管理の業務その他これに類する業務
 - カ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 5 項に規定する索道事業に関する業務
 - キ 公共工事に関する業務
 - ク 有害鳥獣の捕獲等の業務
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるもの
- (2) 山岳関係事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 山小屋事業者又は避難小屋若しくは山岳に所在する売店等を運営する者
 - イ 鉄道事業法第 34 条の 2 第 1 項に規定する索道事業者
 - ウ 主として登山用品を販売する事業者

(県の責務)

第3条 県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(登山者等の責務)

第4条 登山者等（登山者及び山岳を登山しようとする者（第2条第1号ただし書に規定する者を除く。第21条及び第22条において同じ。）をいう。以下同じ。）は、登山が常に遭難の危険を伴うものであること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識し、安全な登山に努めるものとする。

(山岳遭難防止対策協会の役割)

第5条 山岳遭難防止対策協会（長野県山岳遭難防止対策協会及び地区山岳遭難防止対策協会をいう。次条及び第7条において同じ。）は、県及び市町村と連携し、山岳遭難の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助に努めるものとする。

(山岳関係事業者の役割)

第6条 山岳関係事業者は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供に努めるものとする。

2 山小屋事業者は、県、市町村及び山岳遭難防止対策協会が実施する山岳遭難者の捜索及び救助に協力するよう努めるものとする。

(山岳関係団体の役割)

第7条 山岳関係団体（登山の普及及び振興を目的として組織された団体をいう。第12条第2項において同じ。）は、県、市町村、山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者等に対する安全な登山のための情報の提供及び登山者の登山に関する技術の向上の支援に努めるものとする。

(信州登山案内人等の登山ガイドの役割)

第8条 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）第2条に規定する信州登山案内人等の登山ガイド（登山者に付き添って案内を行うことを業とする者をいう。次条第2項において同じ。）は、山岳に係る地理的及び自然的特性等並びに登山に関する知識の習得並びに登山に関する技術の向上に努め、登山者に対して山岳の魅力を伝えるとともに、登山者の安全確保に努めなければならない。

(ツアー登山を実施する旅行業者の役割)

第9条 ツアー登山（旅行業法（昭和27年法律第239号）第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち山岳を登山することを目的とするものをいう。以下この条において同じ。）を実施する旅行業者（同法第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。次項において同じ。）は、当該ツアー登山に参加する登山者の安全確保に努めなければならない。

2 ツアー登山を実施する旅行業者は、当該ツアー登山に登山に関する十分な知識、技術及び経験を有する登山ガイドを同行させなければならない。

(市町村との連携協力)

第10条 県は、登山を安全に楽しむための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する登山を安全に楽しむための施策に協力するものとする。

第2章 登山者等の遵守事項等

(登山者等の遵守事項)

第11条 登山者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- (2) 季節及び気象状況に応じた服装を用い、及び必要な装備品を携行すること。
- (3) その他次条第1項に規定する指針に定められた事項
(登山を安全に楽しむための指針)

第12条 知事は、登山者が登山を安全に楽しむための指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、山岳関係事業者、山岳関係団体等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(安全な登山のための啓発活動の推進等)

第13条 県は、安全な登山のための情報の提供その他の登山者等に対する啓発活動を推進するものとする。

- 2 県は、登山者等が自らの体力、技術等に応じて登山することができるよう、登山道のグレーディング（登山に要する体力及び登山の難易についての評価をいう。）の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、登山者等に対し山岳の魅力を伝えるなど登山者等が山岳を楽しむための情報を提供するものとする。
(外国語による情報提供等)

第14条 県は、外国人の登山者の安全を確保するため、外国語による情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(山岳の環境保全及び適正利用の方針)

第15条 知事は、豊かな山岳の環境を維持し、登山者の安全を確保するため、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される長野県山岳環境連絡会における協議を経て、山岳の環境保全及び適正利用の方針を策定するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第1項に規定する方針の変更について準用する。

(安全な登山のための環境整備)

第16条 県は、市町村、山小屋事業者等が、山域の将来像（山域ごとの特性を踏まえた山岳の利用のあるべき姿をいう。）に応じて実施する登山道その他必要な施設の整備を支援するものとする。

- 2 前項に規定する山域の将来像は、前条第1項に規定する方針にのっとり、山域ごとに、県、国、市町村、山小屋事業者等により構成される山域連絡調整会議が定めるものとする。

(山岳遭難者の捜索及び救助)

第17条 県は、山岳遭難者の生命及び身体を保護するため、山岳遭難者の捜索及び救助を迅速に実施するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(火山現象による災害における登山者の安全確保)

第18条 県は、火山現象による災害から登山者の安全を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市町村による火山現象の発生時における登山者の避難計画の策定に対する支援
- (2) 市町村に対する火山現象に関する情報の提供及び市町村が実施する登山者等に対する火山現象に関する情報の提供の支援
- (3) 市町村等が実施する火山現象による災害に備えるための必要な施設、設備及び装備品の整備に対する支援

(財政上の措置)

第19条 県は、登山を安全に楽しむための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 登山計画書の届出等

(指定登山道)

第20条 知事は、遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定登山道として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨及びその区間を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、指定登山道の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

(登山計画書の届出)

第21条 山岳を登山しようとする者は、指定登山道を通行しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（第4項及び第5項において「登山計画書」という。）を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 登山の期間及び行程
- (3) 装備品の内容
- (4) 緊急時における連絡先
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の者により構成される集団が同一の行程で山岳を登山しようとするときは、当該集団を構成する者のうち1人の者がこれを代表して届け出ることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、山岳（第3号にあっては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する警戒地域内のもののうち規則で定めるものに限る。）を登山しようとする者が第1項各号に掲げる事項を次に掲げる者に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- (1) 第1項各号に掲げる事項に係る届出を受け付ける団体で規則で定めるもの
- (2) 本県と隣接する県にある行政機関
- (3) 当該指定登山道が所在する市町村

- 4 知事は、登山計画書の届出の受理に関する事務を知事が指定する者に委託することができる。
- 5 県は、登山計画書の届出を行いやしくするための必要な措置を講ずるものとする。

(山岳保険への加入)

第 22 条 山岳を登山しようとする者は、山岳保険（山岳遭難者の捜索又は救助について負担する費用に対して保険金、共済金その他これらに類するものが支払われるものをいう。）に加入するよう努めるものとする。

第 5 章 雑則

(補則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。



しあわせ信州

山岳の環境保全及び適正利用の方針

(令和4年2月改訂)

長野県 環境部 自然保護課

〒380-8570 長野県長野市南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7178 FAX 026-235-7498

Eメール shizenhogo@pref.nagano.lg.jp